|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （３）福祉など関係機関との連携の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○年に１度、福祉部局、巡回相談指導事業、市町村で、ホームレスの自立支援等についての会議を実施。  ○ホームレスを訪れる巡回相談指導事業から、ホームレスの社会復帰の意向や健康状態についての報告を受け、情報交換を行っている。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○巡回相談指導事業等関係機関と情報交換することにより、福祉サービスや保健医療施策への連携の円滑化が図れるとともに、ホームレスへの退去要請に役立てることができた。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○ホームレスに対する現場での対応は、巡回相談指導事業はホームレスの福祉向上、施設管理者は施設からの退去とそれぞれの業務範囲や権限等が限られるため、退去につながらないケースが見られる。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、関係機関と連携、協力し対応していく。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部公園課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （３）福祉など関係機関との連携の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○ホームレスの居住状況について、巡回相談指導事業等との情報交換を年１回もしくは随時実施している。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（有）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○巡回相談指導事業等との情報共有によって、適当な時期に指導を実施することができる。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○福祉制度に不信感をもっているホームレスもおり、福祉関係機関と連携しても退去指導が困難な場合もある。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○引き続き、連絡会議や随時の情報提供により、福祉関係機関との情報共有に努める。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部河川室河川環境課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （３）福祉など関係機関との連携の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○年に１度巡回相談指導事業と情報交換会を開催。  ホームレスと話をする度に、関係機関へ連絡し、情報共有を行った。（令和２年度～令和4年度はコロナ禍のため中止。）  ○巡回相談指導事業と合同巡視の実施。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○ホームレスが何を望んでいるかを共有し、対応を検討することができる。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○合同巡視を行っても、ホームレスに会えないことが多い。  ○施設管理者としては、自前で対応できる施策がなく、対応に苦慮することがある。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○ホームレスに対する自立支援策がスムーズに進められるよう、ホームレス巡回相談指導員等との連携・情報交換を積極的に行っていく。  ○今後も引き続き巡回相談指導事業との合同巡視を行う。 | | | |
| 担当部室課 | 都市整備部道路室道路環境課 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （３）福祉など関係機関との連携の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○巡回相談指導事業及び関係市と連絡調整会議を開催し、ホームレスの所在情報等の共有を図るとともに、巡回相談指導事業及び関係市と連携し、粘り強く退去・社会生活復帰指導を実施した。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  〇施設管理者としての巡視による面談・指導に加え、専門性を有する巡回相談指導事業による定期巡回での面談・指導により、効果的な退去指導が期待できる。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○就労意欲が乏しく、社会生活への復帰を望まないホームレスについては、巡回相談指導事業の支援効果がない場合もある。  〇粘り強く指導した結果、一度退去するが、集団生活になじめない者は再度戻ってきている。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○巡回相談指導事業及び関係市と定期的に連絡調整会議を開催し、ホームレスの所在地情報等の共有化を図り、効果的な退去指導を実施する。 | | | |
| 担当部室課 | 大阪港湾局 | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 | | | | |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　８　地域における生活環境の改善  （３）福祉など関係機関との連携の確保 | | | |
| 実施計画内容 | 〇撤去指導等の実施にあたり、施設管理者は早期の段階で巡回相談指導事業や福祉事務所、自立相談支援機関、市町村のホームレス自立支援施策担当部署等の関係機関と連絡・調整することにより、ホームレスを福祉サービスや保健医療施策等につなぐことができるよう努めます。 | | | |
| （1）事業実績 | ○計画期間における管内の漁港でホームレスを確認した実績は０名であったため、関係機関と連携する場面がなかった。 | | | |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 | | | |
| 【評価の理由】  ○計画期間における管内のホームレスは０名であったため、関係機関と連携する場面がなかった。 | | | |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 | | | |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後漁港にホームレスを確認した場合は、巡回相談指導事業などホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、投棄物の回収や清掃活動の強化を行うことでホームレスの起居の場所となることを未然防止し、漁港の適正な利用の確保に努める。 | | | |
| 担当部室課 | 環境農林水産部水産課 | | | |